

第1章 華北地域(北京市、天津市、山東省)

1. 北京市

2020年の北京市の域内総生産（GRP）の実質成長率は1.2%で、新型コロナウイルス感染症による影響もあり、前年からは4.9ポイント鈍化し全国の実質GDP成長率（2.3%）を1.1ポイント下回った。市政府は、新型コロナウイルス感染症の厳しい試練と国内外の環境の深刻な変化に直面しつつも、2020年の経済は「稳中求進」（安定の中、進歩あり）という全体の基調を堅持したと評価した。

2020年の経済状況

2020年の北京市のGRP総額は前年比1.2%増の3兆6,102億6,000万元となった。産業別にみると、第一次産業は前年比8.5%減の107億6,000万元、第二次産業は2.1%増の5,716億4,000万元、第三次産業は1.0%増の3兆278億6,000万元だった。工業生産額（一定規模以上の企業が対象、付加価値ベース）は前年比2.3%増で、前年と比べ0.8ポイント下落した。うち、ハイテク製造業は9.5%増加した。また、重点産業をみると、医薬製造業が9.4%増、コンピュータ・通信・その他電子設備製造業が14.6%増、電力・熱生産供給業が4.4%増、自動車製造業は5.7%増となった。

全社会固定資産投資総額は前年比2.2%増となった。このうち、インフラ関連投資は12.3%減と引き続き減少した。産業別にみると、第一次産業が22.8%減、第二次産業が28.0%増、第三次産業が1.0%増となった。うち、文化・スポーツ・娯楽業と科学研究・技術サービス業がそれぞれ1.1%増、57.0%増となった。不動産開発投資は2.6%増と回復した。

社会消費品小売総額は前年比8.9%減の1兆3,716億4,000万元で、一定規模以上の卸売・小売・宿泊・飲食業のインターネット販売額は30.1%増と、小売総額の32.2%を占めた。

消費者物価指数（CPI）は前年比1.7%上昇した。北京市住民の1人当たり可処分所得は2.5%増の6万9,434元となった。なお、2019年末の常住人口は2,153万6,000人となり、3年連続で減少した。うち、都市部人口は1,865万人と同市人口の86.6%を占めた。

対内直接投資実行額は0.8%減の141億ドルとなった。

北京市の特徴

北京市は中国の首都であり、中国における政治・経済・文化の中心として発展を遂げてきており、世界有数の国際都市となっている。北京統計年鑑2020をもとにGRPの産業別シェア（2019年）をみると、北京市ではGRPに占める第3次

産業のシェアが83.5%と高く、GRP成長率に対する寄与率も87.8%にのぼるなど、経済構造に占める存在感が大きい。

北京統計年鑑2020をもとに第3次産業における業種別シェア（2019年）をみると金融（22.2%）、情報通信・ソフトウェア（16.2%）、科学研究・技術サービス（9.6%）、卸・小売（9.7%）、リース・ビジネスサービス（8.7%）の順となっている（リース・ビジネスサービスには統括拠点が含まれる）。特に情報通信・ソフトウェアと科学研究・技術サービスは先端的サービス業といえるもので、企業の開発力、技術力の向上をもたらし、産業高度化の過程において重要な役割を果たす。また、金融におけるフィンテックや卸・小売におけるIoTを活用した新形態の店舗の発展なども含め北京市におけるさらなるイノベーションの進展・生産性の向上に向けて、今後これらの産業の集積がよりいっそう求められる。

北京市には中国企業や日本を含む外国企業の統括拠点が多いことなどから、北京市の先端的サービス業は同市のみならず中国全土を対象に幅広くサービスを展開していると考えられ、北京市におけるこれらの産業の集積は、中国全体の産業高度化においても重要といえる。

なお、これらの産業集積を進めるうえでは、引き続き日本を含む外国の統括拠点や先端的サービス業を含む先進企業のさらなる誘致を進めていただくことが有益と考える。

優れた人材・企業の集積、サービス業開放の促進に向けて

2018年4月に公布された「北京市人民政府が対外開放を拡大し、外資利用水準を高めることに関する意見」において、外商投資建設工程設計企業に対し、外国籍技術人員の比率条件を取り消すことや外商投資企業の北京市における高齢者サービス分野への進出を奨励することなどが示された。さらに、多国籍企業が北京市において地域本部を設けることを支持し、都市公共サービス施設やインフラ建設および政府調達プロジェクトに参加することを支持すること、イノベーション分野においても外商投資企業が研究開発費用の税制控除などの優遇策を適正に享受できるようにすることなどが示された。同じく2018年4月には「北京市ポイント制戸籍施行管理細則（試行）」によってポイント制による北京市戸籍取得の条件や具体的手続が定められた。2020年10月には同手続による申請に基づいて約6,032人に新たに北京市戸籍を付与することが発表された。

2020年も引き続き北京市によるビジネス環境改善の取り組みや規制緩和等の進展が見られた。9月7日、北京における新たなサービス業の開放拡大方を国務院が承認したこ

とにより、外商投資国内インターネットVPN業務が許可（出資比率は50%未満）され、海外の通信運営事業者が、合弁会社の形式で在北京の外資系企業に対して上記VPNサービスを提供することができるようになる。また、9月24日には、中国（北京）自由貿易試験区が設立された。自由貿易試験区ネガティブリストが適用されることにより、外商投資文芸団体公演の許可（中国側による過半数出資）といった規制緩和が北京自由貿易試験区では実施されることになる。

上記を踏まえ、北京市において、日系企業がよりいっそう発展を遂げ、北京市の経済発展に寄与するために、課題となっている事項等について、以下の4点を要望する。

第一に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および先進企業の立地拠点に相応しい人材の集積を促進するため、先進的な人材政策の展開を要望する。北京市が目覚ましい成長を遂げている中国の首都としてさらに発展するためのカギの1つは人材にあると考える。

そのため、外国人材のさらなる活用は有益であり、豊富な経験を有する日本人などを柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、駐在員にかかわる過剰なコスト（社会保険や居留許可手続などにかかわる費用コスト、手続コスト）の軽減をお願いしたい。

加えて、中国の人材がさらに能力を発揮できるような環境を整えることも有益であり、優秀な中国人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、条件を満たす地方出身者へのインセンティブ強化をお願いしたい。

第二に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および科学技術分野の企業の集積を促進するために、透明性の高い政策運営、ハイテク企業や先端的サービス業への優遇強化および優遇策の確実な実施、行政手続の簡素化を要望する。

透明性の確保は、中国内外企業が積極的な事業展開を行ううえで不可欠であり、中国政府が進める「近代的な市場体系の完備」の前提ともいえるものである。統括拠点を設立し、「地域本部」として認定されたものの、税収の貢献度が少ないことを理由に補助金の支給が留保される事例が出ているので、改善を要望する。加えて、高騰する人件費やオフィス賃料をカバーするような、他の地域に劣らない、優遇策の追加・拡大を検討いただきたい。加えて、地域再開発計画や環境規制などの実施などの際には十分な対応期間を設けていただくことをお願いしたい。

また、北京市への先進技術の集積促進のためには、集積回路企業、ソフトウェア企業などを含めたハイテク企業に対して、優遇制度の拡充をお願いしたい。例えば、集積回路企業、ソフトウェア企業に対する企業所得税の減免期間の拡大や、同様の優遇制度の他のハイテク分野への拡大が考えられる。

さらに、首都にふさわしい産業構造を実現する上で、ハイテク企業とともに、前述の先端的サービス産業の立地の促進もさらに図る必要があると考える。日本ではこうした先端的サービス産業を産業の「頭脳部分」としてとらえ、頭脳立地法という法律で集積の促進を図った。税制優遇や政府系金融機関による低利融資を通じて、一定の成果を収めた経験がある。

第三に、北京市がサービス業拡大・開放総合試験を推進するにあたり、進出日系企業の声に耳を傾けて、個別分野での積極展開を要望する。

第四に、北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点等に相応しい生活環境を整備するために、生活に密接に係わりを持つ分野において、総合的視野に立った取り組みを要望する。大気汚染や交通渋滞などの問題について、近年市政府はその取り組みを強化されているが、他省とのさらなる連携強化を図りつつ、引き続きこれらの問題を重視し、総合的視野を持って取り組んでいただきたい。

引き続き対話継続を

2020年も、北京市投資促進サービスセンターとの意見交換が実施できたことに感謝したい。

ただし、さらなる相互理解が必要な部分もあり、引き続き中国日本商会との対話の機会をいただきたい。十分な意見交換の時間を確保するためにも、以前のように北京市と中国日本商会の2者の形での開催が望ましい。2014年より中国日本商会は、北京市投資促進サービスセンターおよびジェトロの3者で意見交換の場を持たせていただいているが、引き続き、より多様なチャンネルを通じて相互理解を深めるため、北京市各政府機関との交流の機会をいただくことを希望する。

新型コロナウイルス感染症の影響

2020年から2021年にかけて、新型コロナウイルス感染症は在中国日系企業にも大きな影響を与えた。

日中経済協会北京事務所と中国日本商会は2020年12月1日、11月25日から27日にかけて実施した第11回新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート調査の結果を発表した。同アンケート調査は、中国日本商会の市内法人会員508社に案内され、うち116社から回答を得た。

アンケート調査の結果によると、北京の事業所における現地採用職員の出勤体制については、回答企業のうち64.3%が「新型コロナウイルス発生以前の出勤体制に戻っている」と回答した。「新型コロナウイルス感染症発生後、在宅勤務制度を整備し、通常の出勤体制としている」「新型コロナウイルス感染症対策として時差出勤や交代勤務はあるが全員出勤させている」がそれぞれ14.8%で続いた。

また、本来の在北京日本人駐在員は543人だが、2020年11月27日時点で496人（91.3%）の駐在員が北京にいたことが分かった。北京に駐在員が来る（戻る）ことへの阻害要因としては、「招聘（しょうへい）状の発給の停滞」（61.0%）、「14日間隔離の困難さ」（46.3%）、「フライトの確保の困難」（39.0%）などを挙げる企業が多かった。なお、新型コロナウイルス感染症の発生前より駐在員の定数を減少させると回答した企業は15.2%だった。

中国日本商会では、2020年2月、会員企業を中心に「新型コロナウイルス感染症に関する課題と要望」について意見を募集し、日本貿易振興機構北京事務所、日中経済協会北京事務所の3組織の連名にて、政府機関等に「新型肺炎の感染流行への積極的な対策と企業の正常な生産経営の早

期回復に関する日系企業の意見」を提出した。同意見では、省市をまたいだ移動制限に関して一律の隔離ではなく分類管理を行うこと、操業再開のための申請にかかわる問題の改善、中央・省市レベルでの通知と現場の運用実態との齟齬について、ウェブサイトでの公開や公文書での通知を徹底し、相互の通知や指示の矛盾を避けること、日本一時帰国中にビザ・居留許可等の期限が切れる問題などを提起した。

また、2020年7月には、日本企業関係者等の日中間の往来に関して、(1)ビザの広範かつ迅速な発給、(2)ビジネス関連の人員のみならず、日本人学校教員へのビザ発給、(3)北京への直行便の再開を含め、日中の旅客便の早期の路線回復・増便を要望した。

さらに、中国日本商会は2020年12月28日、日中間の往来に関する要望書を外交部や商務部、関係各省・市政府などに送付した。要望書には、往来の主な障害となっている(1)ファストトラックの運用手続の早期明確化・合理化、(2)日本との直行便の早期再開および再開済み路線の増便、(3)ビザ取得に必要な招聘状の迅速な発給、(4)集中隔離環境の改善と集中隔離期間の短縮、(5)集中隔離終了後の各都市における追加隔離措置の廃止、の5項目が盛り込まれた。

地方政府との交流の状況

北京市との意見交換会

- ・2020年9月28日
- ・北京市側参加者：北京市投資促進服務中心主任（旧北京市投資促進局）
- ・日本側参加者：中国日本商会、ジェトロ北京事務所
- ・交流内容：白書を紹介し、新型コロナウイルス感染拡大防止抑制措置の終了基準や外資独資での中国人の海外旅行業務取扱の具体的な認可スケジュールに関して建議。担当部局から実態および市政府としての考え方、対応の説明があった。

<建議>

①北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および先進企業の立地拠点に相応しい人材の集積を促進するために、先進的な人材政策の展開を要望する。

豊富な経験を有する日本人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、駐在員にかかわる過剰なコスト（費用コスト、手続コスト）の軽減を要望する。

・居留許可手続

2013年7月の出入国管理法改正により、居留許可手続の審査期間は従来の5営業日から「15営業日以内」に変更された。北京市では2015年8月より「10営業日以内」に短縮された。2018年からは新たな利便性措置が開始され、オンラインで居留許可申請手続を予約した場合、10営業日からさらに7営業日に短縮するという運用がなされている点は歓迎したいが、親族の不幸や、

経営にかかわる緊急の出張が生じた際に一刻を争う海外出国ができない事態が起こりうるので、従前の5営業日に戻すことを要望する。

・外国籍人員の就業条件

2014年6月「北京市外国籍人員の雇用業務をさらに強化することに関する通知」が公布され、条件の1つに「学士以上の学位および2年以上の関連業務の経験を有すること」がうたわれている。その後、2017年3月29日に、国家外国専門家局より「外国人入訪中就労許可サービスガイドライン（暫定施行）の印刷発行に関する通知」が公布され、中国で就労する外国人の就労許可取得申請にかかる管理制度が簡素化され、事務手続の効率が向上したことは評価される。一方で、これまで北京市人力資源社会保障局から「北京市外国籍人員の雇用業務をさらに強化することに関する通知」を廃止したという通知は出されていないため、実務において法律適用に矛盾が生じないよう運用の統一を要望する。

優秀な中国人を柔軟にかつ手厚く配置することを可能とするため、地方出身者へのインセンティブ強化を要望する。

・北京市戸籍

北京市戸籍を有していないと、子女教育などで影響を受けることから、地方出身の優秀な人材確保のため、一定の基準を満たす企業に対しては提供される北京戸籍枠の増加を要望する。

②北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点および科学技術分野の企業の集積を促進するために、透明性の高い政策運営、ハイテク企業や先端的サービス業への優遇強化、行政手続の簡素化を要望する。

・施策施行の十分な対応期間の確保

地域再開発計画に合わせ、半年から1年先に向けて移転の準備を進めていたところ、計画の前倒しにより突然立ち退きを求められた事例があった。移転等の準備を始めているとはいえ、半年以上先の計画を数日内で実施するように求められても、対応は非常に困難である。さらには、その影響は当該企業のみならずサプライチェーン全体に波及する可能性もある。施策の施行時には、十分な対応期間を設けるよう要望する。

・補助金に関する不透明な政策運営

2009年1月より、北京市では、資本金1億元以上で統括拠点を設立し、「地域本部」として認定されれば、3年間補助金を受給できるようになっている。しかし、税収の貢献度が少ないことを理由に、補助金の支給が留保される事例が出ている。一般的に、統括拠点は自ら事業を行っているわけではなく、収入は配当や管理費等に限定されている。資本再編や投資を行って配当収入を得るまでには相応の期間を要することに鑑み、その期間を支援する目的で、税収の貢献度に関わらず補助金を支給するよう要望する。

・ハイテク企業への優遇制度

外資企業の先進技術を導入するため、ハイテク企業（集積回路企業、ソフトウェア企業含む）に対して、優遇制度の拡大を要望する。

・先端的サービス産業への優遇制度

「科学研究・工業技術サービス」「情報通信・ソフトウェア」「リース・ビジネスサービス」などの付加価値の高い先端的サービス産業に対して優遇制度の実施を要望する。先端的サービス業の集積を図ることで、相互刺激、相互補完による効率的な事業環境が実現され、集積回路や、ソフトウェア関連の企業などを含めた先端的サービス産業の立地促進にも繋がる。

・イノベーションに関する支援策等の情報提供

北京市においてはイノベーションに関する各種優遇策に関する情報をワンストップで得られるように、外資系企業に特化した情報提供窓口を設けるよう要望する。

・企業に対する情報提供の充実

北京市投資促進服務中心に対して、外資系企業に対する説明会等を実施する際には、日本語か英語の通訳を手配するよう要望する。また、通訳の手配が難しい場合においても、企業内で情報を共有できるようにするために資料配布を行うよう要望する。

2020年4月28日より実施されている「北京市ビジネス環境改善条例」では、第48条において、「政府および関連部門は政府と企業のコミュニケーションメカニズムを設立し、企業の意見を聴取し、企業に政策情報を提供すること」、第66条では「政府および関連部門は企業の生産経営活動に密接に関連する政策措置を制定する際は企業に対して30日以上調整期間を与えること」と規定されている。こうした規定を確実に実施していただくよう要望する。

③北京市がサービス業拡大・開放総合試験を推進するにあたり、以下のような個別分野での積極展開を要望する。

・中外合弁、外資独資旅行会社に対する出境ライセンスの認可

2018年7月30日に「北京市の改革の全面深化、対外開放拡大に関する重要措置の行動計画」が公布され、同計画の47条において、北京市に設立された外商独資旅行会社については中国公民の出境旅遊業務を試験的に認めるよう取り組んでいくと明記された。2019年2月22日、国務院より「北京市サービス業の開放拡大の全面的推進に関する総合試験活動案に関する国務院の認可回答」が公布され、北京市において、サービス業の開放拡大総合試験の継続と全面的推進が認可され、その期間は認可回答日から3年間とされた。2019年12月には北京市商務局より、外資系旅行会社に中国人の海外旅行業務を認めるなどサービス業の規制緩和が発表された。しかし、

この発表後、実際の許認可等が進んでいない。同措置に基づく申請の有効期間は3年であり、2022年2月には、暫定実施期間が終了となる。旅行社管理部門に対し、すみやかに許認可のプロセスを進めるよう要望する。

・公立医療機関における消耗品の入札

北京市においては2007年より心臓ペースメーカー等の高価値消耗品の入札が行われておらず、多くの公立医療機関に対し新製品を提供できないとの声が寄せられている。患者が最新医療を受けられるよう、定期的な入札および集中采购の実施を要望する。

・医療関係投資事業の制限緩和

医療関係投資事業については、申告プロセスの簡素化は実現されたが、投資比率や合弁期間、投資総額に対する制限が存在する。同分野への外資投資が加速することで、医療産業の成長・発展に資することが期待できるため、先進的取り組みとして、北京市よりの実質的な参入障壁の緩和を要望する。

④北京市が中国の他都市と比較して、統括拠点等に相応しい生活環境を整備するために、生活に密接にかかわりを持つ分野において、総合的視野に立った取組を要望する。

・小売店舗

2017年から要望してきた小売店舗の営業許可の迅速化については大幅な改善が示されており、内外資の不平等を感じることも減少した。コンビニエンスストアは都市生活の象徴的な小売店舗であり、都市社会インフラにつながるものであることから、出店のみならずブランドイメージの維持・向上も含め、引き続き行政の改善・協力を要望する。

・交通渋滞

北京市の交通渋滞が深刻である。公共交通機関のいっそうの整備・拡充、交通整理の強化、駐車場の整備、違法駐車を取り締まり、市民の交通ルール遵守意識向上のための啓発など、引き続き改善に向けた取り組みを要望する。

⑤新型コロナウイルス対応に関する要望

・新型コロナウイルス感染症の防止・抑制のため、事業所の出勤比率を50%や75%以下に抑えるよう求める要求やグループでの会食の禁止など各種の措置が実施されたが、これらの措置の終了については明確なアナウンスがなく、企業にとって予見可能性が低く見通しが立てづらい状況であった。今後こうした各種措置等の改廃の時期の見通し、あるいは終了の基準等について可能な限り迅速に、かつ明確な手段で情報を公開するよう要望する。

・2020年9月から一部の国と北京の間の直行便が再開されているものの、日本との間ではまだ再開されていない。日中関係や北京との円滑な往来の重要性に鑑み、日系航空会社による速やかな直行便の再開を要望する。